Happy wedding!

# 婚　姻　届

令和　　年　　月　　日　届出

（あて先）　　長　殿

| 受理 令和　年　月　日 第　　号 | 発送 令和　年　月　日 |
|---|---|
| 送付 令和　年　月　日 第　　号 | 長 印 |

| 書類調査 | 戸籍記載 | 記載調査 | 調査票 | 附票 | 住民票 | 通知 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| | | 夫になる人 | 妻になる人 |
|---|---|---|---|
| (1) | 氏名（よみかた） | 氏　名 | 氏　名 |
| | 生年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 昭和・平成　年　月　日 |
| (2) | 住所（住民登録をしているところ） | 番地 番　号 | 番地 番　号 |
| | | （方書） | （方書） |
| | | 世帯主の氏名 | 世帯主の氏名 |
| (3) | 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください） | 番地 番 | 番地 番 |
| | | 筆頭者の氏名 | 筆頭者の氏名 |
| | 父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください） | 父　続き柄 | 父　続き柄 |
| | | 母　男 | 母　女 |
| (4) | 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 | □夫の氏 □妻の氏　新本籍（左の□の人がすでに戸籍の筆頭者になっているときは書かないでください）　番地 番 | |
| (5) | 同居を始めたとき | 昭和・平成・令和　年　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください） | |
| (6) | 初婚・再婚の別 | □初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日） | □初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日） |
| (7) | 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と | 夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で務め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）<br>夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）<br>夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 | |
| (8) | 夫妻の職業 | （国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）<br>夫の職業 | 妻の職業 |
| | その他 | | |
| | 届出人署名押印 | 夫　印 | 妻　印 |
| | 事件簿番号 | | |

| 定住年月日 | | |
|---|---|---|
| | 夫 | 昭和・平成・令和　年　月　日 |
| | 妻 | 昭和・平成・令和　年　月　日 |

| 訂正印 |
|---|
| |
| |

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。**（消えるボールペンは使用しないでください。）**

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。**（この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べしておいてください。）**

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地ではない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

| 証人 | | |
|---|---|---|
| 署名押印 | 印 | 印 |
| 生年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 昭和・平成　年　月　日 |
| 住所 | 番地 番　号 | 番地 番　号 |
| 本籍 | 番地 番 | 番地 番 |

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯変更届の手続きが必要となりますのでご注意ください。
**なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は変更後の住所を書いてください。**

◎閉庁日には、住所変更届、世帯主変更届はできませんので平日にお願いします。

| 日中連絡のとれる電話番号 | |
|---|---|
| 夫 | ☎　－　－<br>自宅・勤務先・携帯 |
| 妻 | ☎　－　－<br>自宅・勤務先・携帯 |

『筆頭者の指名』には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査厚生労働省所轄）にも用いられます。

**◎ 署名は必ず本人が自筆してください**
**◎ 印は各自別々の印を押してください**
**◎ 届出人の印をご持参ください**

| 届出人確認処理 | | 不受理申出 |
|---|---|---|
| 夫・父・養父 | 来 済（免・旅・保・年・マ・　）通知 | 無・有（　） |
| 妻・母・養母 | 来 済（免・旅・保・年・マ・　）通知 | 無・有（　） |
| 子・養子 | 来 済（免・旅・保・年・マ・　）通知 | 無・有（　） |

| 使者 | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | | | |
| 氏名 | | 確認 | 済（免・旅・保・年・マ・　）未 |
| 生年月日 | 昭和・平成・令和　年　月　日 | | |

北海道 厚真町
HOKKAIDO ATSUMA TOWN

厚真町公式キャラクター
あつまるくん